

## 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号 による災害により被災された皆様への

# 支援制度

### 「り災証明書」について 税務課資産税班 ☎483-8417

り災証明書は、被害を受けた住家の調査を行い、国の基準に従い、住家の被害程度を証明するもので、各種支援制度の適用の判断材料として活用されます。

各種支援制度をご利用になる際には、事前に税務課または下津行政局、各支所・出張所で発行申請をお願いします。  
なお、建物の構造（非木造）等により、二次調査が必要となる場合もあります。

市の支援制度（税の減免等）は、主に、被害の程度が「半壊（床上浸水）」以上の場合に対象となりますが、**床板や畳に汚損が見られるような床下浸水の場合は、二次調査により「準半壊」判定となる場合があります。**「準半壊」判定の場合、住宅応急修理制度が対象となります。

二次調査は、被災者からの申し出により実施しますので、税務課へ申請してください。

## 個人への支援

※下記の各要件（被害の程度）以外にも、所得額等の要件があるため、支援の対象とならない場合があります。

<b>災害見舞金</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた世帯に見舞金を支給	社会福祉課 社会福祉班 ☎483-8432
<b>市民税</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、減額、免除、徴収猶予または申告等の期限延長	税務課 住民諸税班 ☎483-8416
<b>固定資産税</b>	床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、減額、免除または徴収猶予	税務課 資産税班 ☎483-8417
<b>国民健康保険税</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、減額、免除または徴収猶予	保険年金課 保険年金班、収納班 ☎483-8451
<b>後期高齢者医療保険保険料</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、減額、免除または徴収猶予	保険年金課 保険年金班、収納班 ☎483-8451
<b>介護保険料</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、減額、免除または徴収猶予	高齢介護課 介護保険班 ☎483-8761
<b>介護保険利用者負担額の減額</b>	住家が半壊以上の被害を受けた場合、介護サービスの利用者負担額の減額または免除	高齢介護課 介護保険班 ☎483-8761
<b>国民健康保険一部負担金</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、窓口負担額の減額または免除	保険年金課 保険給付班 ☎483-8404
<b>後期高齢者一部負担金</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、窓口負担額の減額または免除	保険年金課 保険給付班 ☎483-8404
<b>保育料（保育所・こども園）</b>	住家が床上浸水、半壊以上の被害を受けた場合、保育料の2分の1を減額	子育て推進課 保育班 ☎483-8582
<b>し尿汲み取り料</b>	雨水が入った住家の汲取便槽の汲み取り料に対し、補助金を支給（1世帯上限：5,000円）	環境課 ☎483-8456

<b>国民年金保険料</b>	被害の程度により、免除	和歌山西年金事務所 ☎447-1660 保険年金課保険年金班 ☎483-8436
<b>国税</b>	被害の程度により、税を軽減	海南税務署 ☎482-0900
<b>県税</b>	被害の程度により、申告等の期限延長、減額、免除、徴収猶予等	和歌山県税事務所 ☎441-3394

### 災害救助法等に基づく支援制度

<b>住宅の応急修理</b>	準半壊以上の被害を受けた世帯の住宅への日常生活に必要な最小限度の応急修理制度	都市整備課 ☎483-8480
<b>被災者生活再建支援金</b>	中規模半壊以上、もしくは半壊の住居をやむを得ず解体した世帯に、その被害等に応じて支援金を支給	社会福祉課 ☎483-8432
<b>災害援護資金の貸付</b>	災害による被害を受けた世帯への生活の再建に必要な資金の貸付け	社会福祉課 ☎483-8432

## 事業者への支援

海南商工会議所、下津町商工会では相談窓口を設置しています。

海南商工会議所 ☎482-4363、下津町商工会 ☎492-4300

<b>融資（災害復旧貸付）</b>	災害復旧に伴い必要とする設備資金および運転資金の融資	日本政策金融公庫和歌山支店 ☎0570-071039（個人企業） ☎431-9301（中小企業）
<b>融資（災害復旧資金）</b>	災害復旧に伴い必要とする設備資金および運転資金の融資	商工組合中央金庫和歌山支店 ☎432-1281
<b>和歌山県中小企業融資制度</b>	災害の影響により必要となる資金について、通常より有利な条件で融資	和歌山県商工振興課 ☎441-2744
<b>信用保証（セーフティーネット保証4号）</b>	災害の影響により、売上高が減少した事業者の融資について保証	産業振興課 ☎483-8461
<b>失業者給付（雇用保険求職者給付の特例）</b>	災害による離職者に対し、給付制限期間（通常3か月）なしで失業者給付を支給	ハローワーク海南 ☎483-8609
<b>追加支援 海南市被災事業者支援給付金</b>	被災した事業用建物等の修繕または更新に20万円以上要した事業者へ給付金を支給	産業振興課 ☎483-8461

## 農業者への支援

<b>融資（農林漁業セーフティーネット資金）</b>	災害の影響により、緊急に対応するために必要な長期資金を融資	日本政策金融公庫和歌山支店 ☎073-423-0644（農林水産）
<b>生活営農資金（災害：特認）</b>	農業経営の維持安定に必要な資金および農業施設等の復旧に必要な資金の融資	和歌山県経営支援課 ☎441-2880
<b>追加支援 海南市被災農業者支援事業補助金</b>	市内に農地を持つ農業者の農業用設備等が被害を受け、和歌山県の「日本一の果樹産地づくり事業」により現状復旧を行った農業者へ補助金を支給	産業振興課 ☎483-8464